



2023年2月14日

各 位

会社名 株式会社 ヤシマキザイ  
代表者名 代表取締役社長 高田 一 昭  
(コード番号：7677 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役管理本部長 阿 部 昌 宏  
( TEL 03-4218-0096)

### 2023年3月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日、下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

株主・投資家の皆さまをはじめ、取引先及び関係者の皆さまには、ご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

#### 記

1. 対象となる四半期報告書  
第79期第3四半期報告書（自2022年10月1日至2022年12月31日）
2. 延長前の提出期限  
2023年2月14日（火）
3. 延長が承認された場合の提出期限  
2023年3月31日（金）
4. 四半期報告書の提出期限の延長の理由

2022年7月に実施した、内部監査の過程において識別した原価の付け替え取引（事案①：名古屋支店浜松営業所にて1,500千円の原価の付け替え 2022年7月仕入計上）が判明しました。

当該事案の不適切な会計処理は、2023年3月期第2四半期報告書において、1,500千円の仕入を取消し、販売費未払計上の会計処理を行っており修正が完了しております。

また、この時点で全営業部門に対して、2022年3月分及び2022年9月分のデータに基づく、案件の証憑と突合を行い、原価の付け替え事案は発見されませんでした。

その調査結果を監査法人へ報告し、調査結果は妥当性のあるものと評価を頂いております。

従って、当該四半期報告書は正しい内容となっているため、訂正報告書の提出が必要な状況ではございませんでした。

また同月、全営業部門に対し2022年4月から8月分を対象期間に、ヒアリング調査及び再発防止に取り組む為、啓蒙活動を行って参りました。

しかしながら、その後11月の内部監査において識別した原価の付け替え取引（事案②：東京支店電機システム部にて4,409千円の原価の付け替え 2022年8月受注登録、事案③：東京支店電機システム部にて2,302千円の在庫計上処理漏れ 2021年10月仕入計上、事案④：大阪支店交通営業部にて35千円の原価の付け替え 2022年2月仕入計上）が判明しました。

これに対して当社は、2022年12月以降も財務経理部と内部統制委員会事務局を中心とした管理本部と内部監査室による調査を継続しておりましたが、さらに2023年1月及び2月に、内部統制委員会事務局による調査の過程で原価の付け替え疑義のある取引（手配案件①、②：大阪支店交通営業部にて32千円 2022年12月仕入計上及び52千円の原価の付け替え 2022年10月仕入計上）を識別しました。

さらに2023年2月に、内部監査による類型事象の調査における支店往査の過程で、売上の先行計上の疑義のある取引（事案⑤：大阪支店広島営業所にて4,300千円 2022年9月売上先行計上）を識別しました。

複数の拠点において不適切な会計処理が生じているため、類似事案が存在する場合、不正による重要な虚偽表示の疑義を否定できない状況にあると考えております。

今回の事案の実行行為者の主な動機としては、営業として個別案件における受発注収支の損失回避や、行うべき在庫計上処理を正しく理解していなかったことですが、いずれも役員等経営者の関与は認定されていないこと、金額が多額でないことを鑑み、何れも職業的な専門家ではない内部監査により判明したこと等から、高度な専門的知識を要する必要がないと判断して監査法人とも協議した結果、社内調査で足りると判断して、2月13日付けで取締役管理本部長、内部監査室、内部統制委員会事務局、財務経理部に顧問弁護士を加えた調査委員会を立ち上げました。

第一線である営業部門で生じた事象について、第二線の財務経理部、内部統制委員会事務局等、第三線の内部監査室に加え、外部の弁護士の体制で調査を進めることにより、その調査能力や客観性は確保されるものと考えております。

調査内容についても監査法人と協議した結果、営業部門へのヒアリングや、アンケート調査を、内部通報制度ではないものの弁護士の関与によって行います。

具体的には、データアプローチによる案件抽出内容に基づいて、類似案件の抽出条件を、低粗利案件や、受注入力後の入力取消・再入力処理、関係当事者関与案件等の基準により333件、および入金回収遅延案件より契約納期前倒し案件の基準により30件程度の調査を行います。

これらの調査には、社内調査資料の収集、確認作業及び監査法人による検証が必要であり、また調査作業には万全を期す必要があるため、2023年3月20日（月）を目途に取り纏める予定です。

このような状況のため、2023年2月14日（火）に予定しておりました2023年3月期第3四半期報告書の提出期限延長申請を行うことといたしました。

## 5. 今後の予定

今回の提出期限延長が承認された場合には、速やかにお知らせいたします。

## 6. 業績に対する影響について

当期の業績に与える影響は現在精査中であります。

また、過年度の業績に与える影響についても精査しておりますが、これらの影響が見込まれる場合には、速やかに開示いたします。

以上